

- 二、解退職手当制度を左記の通り定む
- 1、勤続一ケ年未満の者には之を支給せず
 - 2、一ケ年に達したる者には日給の三十日分を支給す
 - 3、二ケ年以上五ケ年迄は一ケ年を増す毎に日給の十日分を加算す
 - 4、五ケ年以上十ケ年迄は一ケ年を増す毎に日給の十二日分を加算す
 - 5、十ケ年以上一ケ年を増す毎に日給の十五日分を加算す
- 但 書
- イ、右は一般退職の場合即ち死亡、會社の都合による解雇老齢、軍專應召等の退職者に限り之を支給し依り解雇による場合は滿三ケ年未満は支給せず、三ケ年以上は規定の半額とす。

6

- ロ、本規定は不都合ありと認めたる場合は支給せず
- ハ、本規定は九月三十日迄に依り退職するものには支給せず
- 三、定期昇給制確立の件
- 本條項は會社の主旨を尊重し之を撤廢す
- 四、健康保険給付金立替の件
- 給付書類具備するものには申告により會社に於て一時立替をなすものとす
- 五、休日制度の件
- イ、正月の休日は一月三日迄とす
- 但初荷の爲正月二日出勤を要したるものに對しては祝儀として金一封を包む
- ロ、盆の休日を二日とす

7